

「主婦」ということば

— 明治の家政書から —

広井 多鶴子

はじめに

「主婦」ということばは、今もなお女性の生き方やアイデンティティを表す有力なことばの一つである。おそらく、多くの女性が結婚すれば主婦になるものと思っているだろう。それは、家事が主に妻の任務であると考えられているからである。その意味では、働く女性も家に帰れば主婦である。つまり、就労している、いないにかかわらず、既婚女性であれば家事を担うものだという常識が、主婦ということばには付着している。主婦は今日の結婚という制度が、もっぱら女性に対して、家事労働という再生産労働を行うよう求めていることを表すことばなのである。

家事は、しかし、職業ではない。有償の仕事のみを労働と考える近代社会では、不払い労働である家事は仕事とは見なされない。家事は仕事ではなくて、家庭内の女性の私的な献身であり、愛の行為なのである(1)。それゆえ、家事労働に専念する主婦は、お金に還元しえない尊い労働をしているとも言えるし、家事労働を行っているにもかかわらず、「働いていない」と評されることにもなる(2)。

こうした必要不可欠だが仕事とは見なされない家事を、主婦たちは日々こなしている。しかし、実は、近代以前の社会では家事を担う女性はいても、「主婦」と称される女性はいなかった(3)。主婦ということばは、近代以前には漢語としては存在しても、ほとんど使われることのなかったことばだからである(4)。お家さん、御寮人、御新造、内儀、内室、御上さん、嬢かかなど、様々な呼び名で呼ばれていた既婚女性たちが、みな一様に奥さんと呼ばれ、主婦と称されるようになるのは、近代もかなり後のことだろう。

では、今日の私たちがイメージする主婦はいつ誕生したのか。上野千鶴子は、明治二十年代に主人と主婦が対語として登場すると指摘し(5)、牟田和恵は、明治二十年代後半に主婦ということばが総合雑誌に登場し、掃除や料理の実用記事が掲載されるようになるという(6)。巖本善治の『女学雑誌』を分析した岩堀容子も、明治二十年代に「妻の主な役割として家事が『家政』という名のもとに位置づけられていく」(7)と分析する。主婦ということばは明治二十年代、一八九〇年前後に使われ出し、その後、明治末から大正にかけて、サラリーマンという都市の新中間層の成立とともに一般に普及したというのが、今日の女性学の通説的な理解である。

だが、今井泰子は一八七四(明治七)年に発行された文部省の翻訳教科書である『家事儉約訓』に、すでに主婦ということばがあるという(8)。明治の家政書こそは、最も早く主婦ということばを用い、新たな女性役割を教育を通して実現しようとしたのである。本稿では、以下、主に家政書の変遷を辿るなかで、主婦がどのような意味で使われていくようになるかを見ていきたい。

1 男の「家事」

常見育男によれば、近世の家政書は家の主人を対象にして説いたものであったという(9)。当時の代表的な家政書である貝原益軒の『家道訓』(一七一二年)を見ると、その内容は子どもの教育や召使いの使い方、衣食住に関する心得、妻の賢否など、多岐にわたる。それは、「家を治むる主人は、先ず、わが身を正しくして家を斉ふべし」「二十歳より四十歳に至りては、家事を営みて家を保つ計をなすべし」(10)とあるように、家の管理や家事は家の主人である男性の任務だったからである。

貝原益軒は他方で、婦人の「つとむる所は、しゅうと・夫につかえ、衣服をこしらえ、飲食をととのえ、

内をおさめて、家をよくたもつを以て、わぎとす」、「女はつねに心づかいして、その身をかたくつつしみまもるべし。つとにおき、夜半にいね、ひるはいねずして家事に心を用い、おこたりなくつとめて家をおさめ、織り縫い、紡み紡ぎ、おこたるべからず」（11）として、女性の家内の役割や心得を説いている。だが、こうした「家事」や「家をたもつ」ことは、家の主人が自ら指揮し、その指揮の下に、妻が行うものと考えられていたのであり、少なくとも家事は妻のみが行うべき領域とは考えられていなかった。

実際、一八世紀後半の下級武士の日記を分析した鈴木ゆり子の研究によれば、衣類の調達を除いて、掃除や子どもの教育、家計などの家事を夫が直接指揮・管理し、時には自ら行っていた。とりわけ家計については、夫が取り仕切り、江戸語で自ら行えないときは、知人や縁者に委託していたとされる（12）。田島国の大地主、田井惣助が残した『家事日記』（一八二二年）には、公私の人間関係や農業の記録、年中行事などが書かれているが、その中には食事の献立や子どもの病気の看病、掃除の記録なども含まれている（13）。家の主人が家内の細々としたことにまで関心を払っていたことがわかる。

また、苗村丈伯の『女重宝記』（一六九二年）には、「女中」（婦人の敬語）が「たしなみてよき芸」として、「たちぬいの事」「うみつむぎの事」「はたおる事」「綿つみやうしる事」「女のしつけがたをしる事」（14）が挙げられているが、他は歌や絵かきなどである。衣類に関する仕事は、かなり古くから妻の仕事として考えられていたらしい。他方、「りやうりがた」は「しらでくるしからぬ芸」だという。料理は召使が行なうというだけでなく、男の教養として理解されていたようである（15）。もっとも、これは武家や上流町人の話であって、「中より下の女中がた」の場合は、「せたい方しまつのしやう・内のおさめやう第一の芸たるべし」とされる。階層や身分の違いにより、一概には言えないのだろうが、それでも妻の役割や任務は今日とかなり違うことがわかる。

家の主人が管理・統括すべきものとしての家事という捉え方は、明治になってからも存在する。明治初年に全国各地の慣習を調査・収録した『全国民事慣例類集』（一八八〇〔明治一三〕年）には、次のような記述がある。「幼年戸主ハ必ス後見ヲ置テ家事ヲ管理スル事ナリ」「幼年戸主ハ親類ニテ内外ノ家事ヲ世話スルノミ」「家事上ニ付事故アルトキハ後見人ノ名前ヲ役場へ届出ル事アリ」「後見人ハ内外ノ家事ヲ裁断シ商業取引上ノ事モ戸主同様ノ権アル者トス」（16）。

これらは、家長が死亡したり隠居したりして、幼年が家督相続した場合に設けられる後見人制度についての説明である。この後見人は幼年戸主に代わって、「商業取引及ヒ公私ノ家事ヲ裁断スル者」とされるが、こうした制度が行われる前提には、家事は本来戸主が行うものとの認識がある（17）。啓蒙思想家の津田真造も、一八七五（明治八）年に、「一家ノ主トシテ家事ヲ幹理スル者ハ夫ナリ。夫アル女子即人ノ妻ニシテ夫ヲ措テ家事ヲ幹理スルコトハ格外ノ訳アルニ非レバ民法ノ許サザル所ナリ」（18）と述べている。

このように男性が家事を管理すべきであると考えられていたのは、家事というものの意味づけが今日とは異なっていたからだろう。家業と家政が明確に区分されえない時代にあっては、家事とは「日常茶飯事ではなく、家を継承していくための日々の行為であり、そのためには家の継承を任務とする主人自らが、家事も管理する必要があった」のである（19）。それゆえ、家事は今日のように炊事・洗濯・育児といった家内の労働に限定されていなかった。上記に「内外ノ家事」とあるように、家事は家内の用事や仕事はもちろん、家業や家の経営・家計、さらには家族にかかわる公的な任務などを含め、家や家の構成員に関係するあらゆる事柄を差したものである。

もともと家事という漢語は、「家庭の用事。一家の私事」や「家を治めるに必要な一切のこと」という意味であった（20）。戦前の国語辞典でも、家事を「家内ノ用事」「スベテ家内ノ事」「家に関する事柄」というように、かなり広い意味で捉えている（21）。しかし、今日では、家事は「一家の私事」という意味ではほとんど使われなくなり、また「家を治めるに必要な一切のこと」というほど広い意味ではなくなっている。『日本語大辞典』（一九八九年）は、家事を端的に「家庭内の用事・仕事。家政。housework」とのみ記述し、『大辞林（第2版）』（一九九五年）は、「炊事・選択・掃除・育児など、家庭生活に必要な仕事」を第一の意味に挙げている。家事ということばは、その内容や範囲、意味づけを変え、今日の通常の用法はもっぱら家庭内の仕事という意味へと縮小している。

2 男の家政書から女の家政書へ

これまでみてきたように、家事というものが家の運営に関わるあらゆるものを意味した時代、家事は主人自らが管理・運営にかかわるべきものだった。しかし、明治以降に出された家政書は、基本的に女性のための家政書へと変化する。男性読者を想定した家政書も出版されるが、たとえば、江戸時代からの伝統を継承する「伝統的家政書」の一つとされる望月誠『家の治め方』（一八七九年）なども、もはや「家長であり家主である夫のためだけに書かれたものではない」。しかも、こうした「伝統的家政書」は、一八八二・三（明治一五・六）年を境に姿を消すとされる（22）。

女性のための家政書が発行されるようになったのは、一つには、明治初年に西欧の家政書がかなり翻訳されたことによる。「明治に入って最初の家事家政に関する専門書」（23）とされる『百科全書家事儉約訓』が文部省から出版されたのは、一八七四（明治七）年である。これは、イギリスのチェンバー百科全書の中の一冊、Household Hints の翻訳であり、原本は必ずしも女性のための家政書ではないと思われるが、「家務」を管理することをに女性の役割として述べており、明治時代に女子用の教科書として最も広く採用されたと言われている（24）。

また、一八八一（明治一四）年には、アメリカで「家政学最初の文献」（25）と評されるカザリン・ビーチャー（Catherine Beecher）の The Principles of Domestic Science（一八七〇年）が、『家事要法』というタイトルで文部省から出版される。ビーチャーのこの本の目的は、「家庭生活の尊厳と義務」が評価されず、女性の「本務」が訓練されていない現状の中で、家政上のすべての仕事の「尊敬と評価とを、男子の最も尊敬すべき職業と同じく、望ましい尊敬すべきものたらしめる」ことにあった（26）。翻訳書の多くは、従来の日本の家政書と異なり、女性を家政の担当者と位置づけ、その重要性和尊厳を主張するものだったのである（27）。

もう一つは、公教育制度の確立にともない、女子の科目として「家事経済」や「家事」という科目が設けられたことによる。後に掲載する一覧表は、田中ちた子・田中初夫編『家政学文献集成（正統）明治期』（一九六六～七一年）に収録された文献の中で、本稿が参照した文献のリストだが（28）、多くの家政書が女子教育用の教科書として発行されていたことがわかる。

「家事経済」が女子の科目として正式に設定されたのは、一八八一（明治一四）年の「小学校教則綱領」においてである。この綱領では「裁縫及家事経済」が小学校高等科の科目とされた。高等科ではその後、一八八六（明治一九）年から一九一一（明治四四）年まで裁縫だけになるが（一九一一年以降「理科及家事」）、女子師範学校や高等女学校では、「家事経済」（一八八一年「師範学校教則大綱」）や、「家政」（一八八二年に設置された東京女子師範学校附属高等女学校の科目）、「家事」（一八八六年「師範学校学科及其程度」）、一八九五年「高等女学校規定」）、「理科及家事」（一九〇一年「高等女学校令施行規則」）といった科目が設けられる（29）。

このように学校教育で行うべき女子の科目が、「家事経済」または「家事」という科目名になったのは、前述したように、当時家事ということばが家に関すること全般を意味したからだろう。家事経済が home economics の翻訳であり（30）、ビーチャーの The Principles of Domestic Science が『家事要法』と訳されたように、home や domestic に対応することばとして家事が捉えられていた。家事経済という科目は、「衣服、洗濯、住居、什器、食物、割烹、理髪、出納等一家ノ経済ニ関する事項ヲ授ク」（一八八一年「小学校教則綱領」）「治家術」（31）であり、家事経済において、家内の管理運営全般が女性の担うべき任務として教えられることになったのである。

だが、小学校高等科で家事経済が設けられたのは一八八一年から八六年までのわずかな期間であり、一九一一（明治四四）年になってようやく「理科及家事」の科目が設けられたことからわかるように、明治の家事経済や家事科は、基本的に高等女学校や師範学校に通う階層に属する女子のための「治家術」だった。そのことは、もっぱら教科書が使用人を使う側から書かれていることによく示されている。しかし、一九一一年の「高等女学校及実科高等女学校教授要目」では、それまであった婢僕の使用に関する項目が省かれるとともに、理論ではなく「実科」が重視されることになった。後述のように、この期間に家政を担う女性の役割や任務が変化したのである。

3 「主婦」の登場

では、明治以降発行された家政書において、主婦ということばはどのように登場し、どのように用いられていたのだろうか。

文献の一覧表からわかるように、「主婦」ということばは、明治以降出された家政学の翻訳書に早くから登場する。今井泰子によれば、主婦ということばは漢籍にあり、その原義は「妾に対する妻」「家内の婢女に対する首長」としての妻であるという。それゆえ、「どの翻訳者もほとんど一致して『主婦』の語を当てている個所は、当時の欧米上・中流階級の妻の重要な仕事であった、使用人への対応法を説く条項だけである」と分析している(32)。主婦とは〈使用人に対する主人＝奥さま〉だったのである。このことは『改正女範』や『改正女訓』を見るとよくわかる。使用人に関する項目では主婦が多用されているが、他の文脈ではほとんど用いられていないのである。

だが、そう多くはないが、次のような主婦も登場する。「産業中等ノ家ナレバ其主婦タル者殊ニ節儉ヲトセザルベカラズ」(『百科全書家事儉約訓』一八七四年六、七頁)「一家ノ主婦タルモノハ凡テ其家ノ出納ヲ日々算計シ無益ノ費ナキヤウ注意スルヲ其任トス此事ハ実ニ家務中ノ最モ緊要ナルモノナリ」(同上書二六頁)「人ノ生計中ニ日々瑣末ノ金銭物品ノ出入ハ多ク家事ヲ管理スル所ノ主婦ノ手ニアリ」(『家事経済訓』二一六頁)

これらの主婦は〈家事担当者としての妻〉を意味している。『百科全書家事儉約訓』では、一家の主婦は、「夫カラ請取タル金高」を日記簿に記入して出納を管理することから、僕婢の使用、掃除、洗濯、水の管理などまで、かなり幅広く責任を負うものと位置づけられている。『経済小学家政要旨』でも、「家務」を「管理スルノ任ハ其家ノ主婦ニ在リ」とされ、主婦は、飲食、衣服、衣類の管理、家具の点検、銀器の収蔵、割烹、漬物菓子類の備え等々を行うもの述べられている(三四・三五頁)。主婦というのは、〈使用人に対する女主人〉だけではなく、「主人ノ妻」(『改正女訓』三一四頁)でもあったのである。

しかし、明治十年代、一八八〇年代半ばごろまでは、主婦は「主人ノ妻」を表すことばとしては、主要なことばではなかったものと思われる。主婦という語は「主人ノ妻」という意味では、どの本においてもそれほど多く登場しない。しかも、「主人ノ妻」を表すことばとしては、主婦以外にも「家婦」「家妻」「婦妻」「妻女」「婦」「婦人」「婦女」「婦女子」などのことばが用いられている。また、『男女普通家政小学』や『家事経済論』、『家政読本』では、主婦という語は使われていない。

ユニークなのはピーチャーの『家事要法』である。同書は、〈家事担当者〉としての妻の役割を「管家者」という独特の語で表している。「管家者」というのはおそらく housekeeper の訳語である。ピーチャーは古くからある housewife ではなく、比較的 新しい housekeeper という中性的な語を用いることによって、女性の役割を高めようとしたものと思われる(33)。

しかし、一八九〇年ごろ、明治二十年代になると、主婦という語は急速に普及する。ピーチャーの『家事要法』に依拠した瓜生寅の『通信教授女子家政学』は、『家事要法』の「第十六編 管家者ノ温和ナル気質」というタイトルを、「第十六章 一家の主婦は性情きしつ温和を第一とする事」(二三五頁)と書き改め、「一家の政府の総理大臣たるものはその家の主婦にようぼうなり」(九六頁)と述べる。しかし、この本はなお主婦に「おくさま」や「あるじのおんな」というルビを付けるなど(二三九頁)、〈使用人に対する主人〉という用語を引きずっている。

これに対し、清水文之の『家政学』は、「能く一家を整理して一家の繁栄と幸福とを図るは主婦の家に對する務めなり」(五頁)とし、「主婦をして家政の要義に通じ百般の家事を会得して、巧みに家政の機関を運転するを得せしむるは家政学の眼目なり」(六頁)と述べる。これ以後の文献では、いずれも〈主婦＝使用人に対する主人〉という限定が取り払われ、主婦は家事担当者を表す家政学の基本用語として定着していく。同時に、〈家政担当者としての妻〉を表すことばとしては、主婦以外の語はほとんど使われなくなるのである。

4 主婦の地位

以上見てきたように、明治のかなり早くから使われて出した主婦ということばが、〈妻＝家事担当者〉

という意味で多く使われるようになるのは、一八九〇年ごろからだった。だが、このような主婦ということばが成立するには、女性の役割に関する発想の転換が前提にある。明治の家政書では、妻はどのような役割を担うものと考えられていたのだろうか。

ハスケルの『経済小学家政要旨』は、家政を婦人の本務と位置づけるとともに、「夫ノ心得」についても述べている。だがそれは、平日は時間通り帰宅して家の「規律」を守ること、「婦ノ過失ヲ探リ」出したり、母親の料理の味を「少婦」に求めたり、他人に妻を「誹譏罵笑」しないことといったものである（七九～一〇四頁）。ここでは夫は「家中ノ事ニ関スル可キ者ナラス家族ヲシテ温飽ナラシムヘキノ金銭ヲ支給セハ足レル」（七九頁）ことを前提に、「家内ヲシテ和楽ナラシムル」ために、「瑣末ノ事」に注意することのみが夫に求められている（八一頁）。つまり、「家事ヲ支配スルハ母、妻ノ職」（四五頁）であり、そうした妻の役割に配慮することが夫の役割なのである。

しかし、十八世紀半ばから十九世紀半ばまでの産業革命を経て、すでに「主婦という近代的役割」が成立していた欧米に対し（34）、明治初年の日本では、このような妻と夫の役割はただちには受け入れられるものではなかったのだろう。翻訳書ではない家政書では、妻が実際の家事を担うものとしつつも、家政全体の管理は夫の任務であると捉えているものがいくつかある。

たとえば、『男女普通家政小学』は、「夫は一家の総体を、取締りに注意」と述べ（一八二・三頁）、『改正女範』は、「人乃家を立るは男子之の主幹たりと雖も。婦能く内に儉にし事に勤め」（三〇九頁）、夫を助けるよう求めている。また、『家事経済論』は、男女とも「一家ノ主人」であり、「一家ヲ理ムルハ夫妻共ニ之ヲ掌ルベシト雖モ婦妻ハ専ラ内ヲ理メザルベカラズ然レドモ大事ハ万事夫ノ指揮ヲ仰クベシ」（二五九頁）と言い、『小学家事経済訓蒙』も、「抑一家の出納を管理するは主人の任なりと雖。婦人も亦内政を助けて。之に與るべき」と指摘している（二二〇頁）。

明治の家政書の多くはすでに男性のみを対象としたものではなくなっていたが、なお一八八〇年代半ばまでは、以上のように、ニュアンスの違いはあれ、夫を家事の統括者または責任者として位置づけていた。それでも、夫の位置づけや役割がすでに大きく後退していることは否めない。夫の家政上の役割を説いている家政書はほとんどない。夫は家の主人であり、妻は夫に仕えるべきであるとしても、家政の担当者は夫ではなく妻なのである。

一八八〇年代後半になると、妻の役割は一層重くなる。翻訳書では早くから「夫ハ人民ノ如ク婦ハ政府ノ如シ」（『経済小学家政要旨後編』四頁）といった比喻が用いられていたが、翻訳書以外でも、「一家は女子の政府やくしよの如し」（『女子必読』九六頁）と言われるようになる。そして、一八九〇年代になると、「一家に於て勢力の最も大なるものは一家の主婦なり」（『家政学』五頁）、「一家の主婦たるものの位地重くして家政の上に最大権力を有する」（『家政整理』一九六頁）ものと捉えられるようになる。このように、妻の家政上の地位の上昇と〈家政担当者〉としての主婦ということばの成立とは、軌を一にしている。その意味で、主婦ということばは家事を女性の任務として位置づけることばとして、一八九〇年ごろに成立したと言えるだろう。

5 「天職」としての主婦

では、なぜ女性は結婚すると主婦になり、家事担当者になるのか。その理由は、ひとつは夫は外、妻は内という区分である。明治の早くからこうした分業論が主張されている。たとえば、『経済小学家政要旨後編』の「序」は、「一家ノ経済ニ内外ノ二道アリ夫ハ外ヲ務メ婦ハ内ヲ司ル」（三・四頁）と言い、『家事経済訓』も、「総ベテ男ハ外ニ在テ諸般ノ職業ヲ執ルモノトシ女ハ内ニ在リテ一切ノ家事ヲ理ムベキモノトス」（二一三頁）と述べる。

このように家の内外という性別役割分担が言われるのは、翻訳書の影響だけではなく、妻は内であって家を治めるものだという規範が、江戸時代から存在したからだろう（35）。だが、江戸時代と大きく異なるのは、明治の家政学では愚かな女子に家をまかすことはできないという従来の発想を改めようとしたことである。このことは、明治以降、夫が家の運営から一切手を引くための方途でもあったに違いない。それゆえ、明治の家政書は家の運営を妻に任せるために、特別の学問や教育を女子に求めたのである。

ハスケルの『経済小学家政要旨』は、「婦人ノ性質ハ必ス男子ヨリ劣レル者」であるため学問をさせる

のは無益だと考える者もいるが、それは「真ノ理ト認メ難シ」。「善ク教育ヲ受ケタル婦人」は「万事ニ於テ其家ノ為メニ利益多カルベキナリ」（一八・九頁）と言う。同様の指摘は、青木輔清の『家事経済訓』でもなされている。「従来ノ慣習トシテ学問ハ唯男子ノ業トシ女子ニハ無益ナリトテ打ち廃テ置ク者」が多かったが、「家内ノ安全幸福ハ多ク主婦ノ学識ト才能トニヨルモノナレバ女子トテモ必ず学問スベキコトナリ」（二一五頁）。

だが、女子の能力が男子に劣るものではないとすれば、今度は女子のみが内を治めることの理由づけが必要になる。そのため、家政書では家事担当者としての適性を根拠づけ女性の生来の特質が様々に語られるようになる。『家事経済訓』は「婦人ハ元来性綿密」（二一六頁）であるとし、ピーチャーの『家事要法』は、子どもの養育は女子が行うべきであり、男子には通常そうした能力もなく、熟練に乏しいと言う。ピーチャーによれば、女子は「健康生命ノ天然ノ看護人」なのである（一七七頁）。『改正女訓』もまた、「男の性は剛にして女の性は柔なり」と男女の違いを「天然の体質」に求め、『女子必読』も、「女子の男子に異なる所のものは其性質の剛柔と其職務の内外とあるのを決して男子は女子よりも劣れりとなすべきものにあらず」（二九〇頁）と述べる。

このように女子の自然の特性が強調される中で、一八九〇年ごろになると、家事・育児は女性の「天性に具はる所の大役」（『通信教授女子家政学』九四頁）、「天稟の職掌」（『家政学』五頁）、「天賦の職分」（『家政学』七九頁）と言われるようになる。婦人は「温和で従順で、誠に優雅なる所がある上に、総じて何事に附けても、緻密に取り扱って行く」からである。他方、「動もすれば粗放に流れんとする男子の方には」、「一家の政事」は「不適當」（『実践家政学講義』一九七頁）とまで言われるようになる。また、この〈主婦天職論〉の中では、育児が女性の本務として特に重要視されている。家事を女性の任務とするための根拠を「自然」に求めるとき、育児こそは最もふさわしいものだったのだろう（36）。

6 家事の管理から労働へ

家事が女性の天職であると見なされるにともなって、家事担当者としての主婦の任務も微妙に変化していく。つまり、主婦は家事を管理するだけでなく、自ら行うべきであるという議論が登場してくるのである。

明治初年の家政書は、家事は女性の本務であるとしているが、その任務は主に家事の管理と使用人の管理だった。たとえば、『家事儉約訓』は、「主婦タルモノ一家ヲ斉理スルノ道ヲ習熟シテ能僕婢ノ勤惰ヲ弁別スル」（三五頁）と言い、『経済小学家政要旨』は、「タトヒ其婢女ノ数ハ幾何アルモ之ヲ管理スルノ任ハ其家ノ主婦ニ在リ」（三四頁）とし、『家事経済訓』は、たくさんの下男下女を召し使う身分であっても、「厨房ノ事」は「主婦タル者宜シク其大要ヲ監督スベシ」（二一三頁）と述べる。女性は家を治めるための教育を受けるべきとされたが、それは主に使用人を監督し、管理し、教育するための知識の習得だったのである。

これに対し、早くから自ら家事を行うように述べているのは『改正女範』である。同書は「家妻ハ仮令数名ノ婢僕ヲ使役スト雖トモ百事黽勉シテ家務ヲ自スルハ、是婦道ノ要旨ナリ」（三四七頁）」と述べる。一八九〇年ごろになると、同様の主張が増えていく。『通信教授女子家政学』は、使用人が行う仕事は最も大切なことであるのに、それを「貧乏人中にても最も下賤なる者の勤むべき事と信じ」るようなことは、「最も心得違いの甚だしきものなり」と批判する。『家政要旨』は、女子は「一家内の労働者たることを覚悟せざるべからず」「総て家事に属する所のものは皆自ら任じて労力を惜しむべからず」「力に余るときは下婢を置いて共に力を合わせ労働することを要す」（六四頁）としている。さらに、一八九八（明治三一）年の『家事教科書』に至ると、「主婦たる者婢僕を率いて指揮監督すべきは勿論能ふべき限りは自ら手を下して其職務を行ふべし」「一切の家事を以て是等学識なく経験少なき者に一任し加ふるに其管督十分ならざることあらば是婢僕使用の趣旨に違ふものにして奢侈と怠惰とを免れざるなり」（一一頁）ということになる。同書においては、「婢僕使用の目的は家人の職務を助けしむる」ためのものであり、家事は本来主婦が行うべきものなのである。

このように主婦が自ら家事を行うべきであると言われるようになったのは、使用人の不足や経済上の問題だけではないだろう（37）。それは、「婦女タル者ハ斯ク大切ナル一家ノ経済ニ関カルノミナラズ其

「兒子ヲ養育シ是ヲ教訓スルノ大任アリ其業務ハヲサヲサ男子ニモ劣ラザル者ト云フベシ」（『家事経済訓』二一四頁）というように、主婦が行う家事の重要性が強調されるとともに、そのための学問や教育が必要だと考えられるようになったからである。したがって、もはや「一切の家事を以て是等学識なく経験少なき者に一任」することはできない。それどころか、主婦の任務とは「自ら己に打克てその私情を忍び一家内中の人人を引立て之を教え導く」という尊い仕事である以上（『通信教授女子家政学』九六頁）、自ら献身的にその任務を果たさなくてはならないのである。

こうして家事は使用人がいたとしても、主婦が中心的に行うべきものと考えられるようになった。家事が男子の仕事に匹敵する尊い仕事であり、女性の天職である以上、家事を自ら行わない主婦は、「奢侈と怠惰」という誹りを受けることになる。主婦にとってもはや家事は管理するものではなく、自ら進んで行うべき仕事なのである。

おわりに

主婦ということばは、明治初年の翻訳家政書の中で使われ始めた。当初、主婦は〈使用人に対する主人〉という意味で主に使われていたが、一八九〇年ごろ、明治二十年代初頭に、〈家事担当者〉という意味で広く使われるようになる。このことは、妻が家政上の任務を一手に引き受ける存在として位置づけられたことを意味する。つまり、主婦ということばは、この時期に、妻が家政担当者であることを明言することばとして成立したのである。

このような主婦の役割を生み出したのは、夫は外、妻は内という分業論だけではなかった。主婦は女性としての素質、天性に基づく任務なのである。そして、天命に殉じて生きることこそが、女性の幸福であるとともに、家族の繁栄・幸福、ひいては国家の発展へとつながるものとされた。

この〈主婦天職論〉は、ピーチャーがそうであったように、そもそもは女性としての任務の重要性を主張するためのものだった。だが、同時に、主婦に家事労働を自ら進んで行うことを義務づけ、その任務からの逸脱を抑制する論拠ともなった。内外の性別分業論は、こうした〈主婦天職論〉によって、生来の性的特質に基づく分業として、改めて意味づけられ、補強されたのである。私たちがいまだに主婦ということばから逃れがたいのは、こうした天職論・特性論のせいかもしれない。

そして、家事が管理すべきものから、実際に行うべきものになることによって、家事をほぼ一人で負担することで一日が飽和する「近代的主婦」が完成する（38）。こうした主婦の家事労働者化は、〈主婦天職論〉の意図とはうらはらに、家事の意味を縮小し、その評価を低下させていった。明治初年、家事ということばには、家政と同じ「イエノトリシマリ」（『改正女範』二七一、四〇二頁）という注が付けられていた。しかし、家政が家政学の成立にともない、高尚な学問的な用語になっていく中で、主婦たちに残されたのは煩雑で瑣末な日常の家事仕事だったのである。

だが、家事ということばの評価が低下したのは、単にそれが管理すべきものではなくなったからではないだろう。一家の主人が家事を取り締まるものとされていた時代、家事には高い意味づけが与えられていたはずである。それが、女性の領分として限定されることによって、家事もまたその評価を下げ、労働とすら見なされないものになったのではないかと思えてならない。

— 注 —

（1）山田昌弘『近代家族のゆくえ』新曜社一九九四年、参照。

（2）国勢調査では、「収入を伴う仕事」のみを仕事とし、主婦は「無職」と見なされている。上野千鶴子「『労働』概念のジェンダー化」 脇田晴子他編『ジェンダーの日本史下』東大出版会一九九五年、参照。なお、経済企画庁の試算では、専業主婦は二七六万円、仕事を持っている主婦は一七七万円の無償労働を行っているとされる。経済企画庁 経済研究所『あなたの家事の値段はおいくらですか？』一九九七年。

(3) 柳田国男は古代の刀^{とじ}自^{いえのとじ}や家刀自を今日の主婦の起源と見ているが、義江明子は、こうした柳田国男の理解は「女性を超歴史的に“主婦＝家事担当者”として捉え」たものと批判している。義江明子「女性史と民俗学」歴史科学協議会『女性史研究入門』三省堂一九九一年二九 一頁。また、近世社会での女性の労働は、農業社会でも基本的に家政 的な労働であったという見方に対し、長嶋淳子は男性とともに働く農村の女性たちの姿を描き出し、横田冬彦は家政の範疇に入らない様々な女性労働が存在したことを明らかにしている。長嶋淳子「働く農村の女たち」林玲子編『日本の近世15女性の近世』中央公論社一九九三年。横田冬彦「『女大学』再考」脇田晴子他編前掲書。今井泰子

(4) 「〈主婦〉の誕生」日本女性学会『女性学』1号新水社一九九二年、参照。

(5) 上野千鶴子『近代家族の成立と終焉』岩波書店一九九四年一一六・七頁。

(6) 牟田和恵『戦略としての家族』新曜社一九九六年六六頁。

(7) 岩堀容子「明治中期欧化主義思想にみる主婦理想の形成」脇田 晴子他編前掲書四六五頁。

(8) 今井泰子前掲論文六〇頁。

(9) 常見育男『家政学成立史』光生館一九七一年一三五頁。小泉和子も江戸時代の家事指南書は、「必ずしも女性と直接むすびついていなかっただけで、衣服門だけは女性を主たる対象にしているが、それ以外には男性も含めた問題、というよりむしろ一家の主人たる男性を対象としている」という。小泉和子「家事の近世」林玲子編前掲書一九五頁。

(10) 貝原益軒『家道訓』

(11) 貝原益軒「女子を教ゆる法」石川松太郎編『女大学集』東洋文庫、平凡社一九七七年一三、二〇頁

(12) 鈴木ゆり子「儒家女性の生活」林玲子編前掲書、参照。

(13) 佐藤常雄他編『日本農業全書43農事日誌2』農山魚村文化協会 一九九七年。

(14) ここで、「女のしつけがた」とあるのは、女兒のしつけではなく、召使いの女たちのしつけとされる。この本では、出産に関してはかなり詳しい記述があるが、育児については書かれていない。『東横学園 女子短大女性文化研究所叢書第三輯 入女重宝記(上下)』一九八九年、下巻「解説」一三頁。

(15) 小泉和子前掲論文、一九五頁。

(16) 『全国民事慣例類集』司法省版一八八〇年、明治文化研究会『明治文化全集第九卷法律編』日本評論社一九九二年復刻版、所収。二七五～二八一頁。

(17) この幼年戸主に対する後見人制度が廃止されるのは、明治民法の制定(一八九八年)によるのである。後見制度における母の位置については、拙稿「〈母の親権〉の誕生」日本女性学会『女性学』4号新水社一九九六年、参照。

(18) 津田真造「夫婦同権弁」一八七五年、山口美代子編『資料明治啓蒙期の婦人問題論争の周辺』ドメス出版一九八九年、所収。三八頁。

(19) 鈴木ゆり子前掲論文一六二頁。

(20) 諸橋轍次『大漢和辞典卷三』大修館書店一九五六年一〇二五頁。

(21) 大槻文彦『日本辞書言海』一八八九～九一年、山田美妙『日本大辞書』一八九三年、上田万年他『大字典』一九一七年、参照。

(22) 常見育男前掲書一四〇、一四二頁。

(23) 田中ちた子・田中初夫編『家政学文献集成明治期I』渡辺書店一九六六年五頁。

(24) 常見育男前掲書一六六・七頁。

(25) 常見育男『最初の家政書・海老名晋訳『家事要法』の訳者海老名晋と訳書『家事要法』ならびに、原著者「カザリン・ビーチャー」と原典「プリンシプル・ドメスティック・サイエンス」についての調査』一九八八年一頁。

(26) 同上書三〇・三一頁。

(27) 常見育男『家政学成立史』一六五・七頁。

(28) 以下、本稿で参照した家政学の文献資料は、頁のみを本文中に記載する。

(29) 田中ちた子・田中初夫編前掲『家政学文献集成続編明治期VIII』一九七〇年。「解説」参照。

(30) 常見育男『家政学成立史』三三頁。なお、「家庭科」ということばが用いられるようになるのは、一九三九年の青年学校令、一九四三年の「中等学校令」においてである。

(31) 一八七七(明治一〇)年に文部大書記官西村茂樹は、「女子ハ将来ノ事業男子ト異ナレハ其教育ハ男子ト異ナラサルコトヲ得ス下等小学ハ男女同様ニテモ差支ナカルヘケレトモ上等ヨリハ其教育ヲ異ニスルヲ宜シトスヘシ即チ女子ニハ裁縫ト治家術トヲ教ヘ」るべきだと述べている。文部省『明治以降教育制度発達史』第一巻龍吟社一九二八年四七一頁。

(32) 今井泰子前掲論文五三、六一頁。

(33) 『家事要法』「第十六編 管家者ノ温和ナル氣質」(九四頁)は、原典では Good Temper in the Housekeeper となっている (American

Woman's Home 1994 p.213)。また、『家事要法』で「主婦」と訳されている箇所(一三七頁)の原語は mistress (p. 311) である。なお、housekeeper は Webster's Dictionary An American Dictionary of English 1869 では、One who occupies a house with his family; a house holder or mistress of a family であり、日本の英和辞典でも、「家事ヲ扱フ女又人。管家事者」(『稟准英和字典』一八七二年)、「家主(男女共ニ云)」(『附音挿図英和辞典』一八七三年)という訳語が当てられている。

(34) アン・オークレ『主婦の誕生』三省堂一八八六年四四頁。

(35) 今井泰子前掲論文五四・五頁。

(36) 木下比呂美によれば、明治二十年代初頭に育児天職論が登場し、それにより子育てが母の国家的任務として位置づけられたという。本稿では詳述できなかったが、家政書の〈主婦天職論〉の多くが、主婦の果たす国家的任務を説いている。木下比呂美「明治期における育児天職論と女子教育」日本教育学会『教育学研究』第四九卷三号一九八二年、参照。

(37) 女中不足が問題にされ始めるのは明治末であり、女中の絶対数が本格的に減少するのは昭和十九年であるという。奥田暁子「女中の歴史」奥田暁子編『女と男の時空V近代』藤原書店一九九五年三七八頁。

(38) 瀬地山角「主婦の誕生と変遷」東大教養学部教養学科第三『相関社会科学』一号一九九〇年二五頁。